

少子化対策・子育て施策に係る社会的気運醸成業務 業務委託仕様書

1 業務の名称

少子化対策・子育て施策に係る社会的気運醸成業務

2 業務の目的

少子化が加速している中、本県が取り組むべき少子化対策・子育て施策について、子育てをしている人・していない人、企業関係者、有識者等を交え広く議論する機会を創出・発信することで、社会全体の気運醸成を図る。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 対象者

(子育てをする) 当事者、企業関係者、有識者等

5 業務の体制

受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者及び副責任者を明らかにするとともに、責任者及び事務担当者等の業務所掌範囲についても明らかにすること。なお、グループ企業体で応募する場合には、以下の受託者代表業務も行うこと。

- ① 業務の目標達成に向け事業を円滑に進めるため、広島県子供未来応援課との総合的な窓口機能を果たすとともに、構成企業との密接な連絡・調整を行うこと。
- ② 委託料の代表請求及び構成員への分配を行うこと。
- ③ 他の構成企業の担当分も含めた委託業務全般について、責任を持って履行すること。

6 委託業務内容

(1) こどもまんなか応援サポーター就任宣言の記者発表の場の企画・運営

県が市町・県内企業等と協同して少子化対策・子育て施策に取り組むことが広く県民に認知されるよう、記者発表の場を企画・運営する。

なお、企画の内容や実施スケジュール等については、県と協議の上決定し、必要な調整を行うこと。

① 開催概要

開催時期：令和6年6月上旬まで（目安）

開催場所：少子化対策・子育て施策に取り組むことをよりアピールできる場所を提案すること。

内 容：知事と市町・企業代表者等がこどもまんなか応援サポーター*就任宣言を行う。

なお、少子化対策・子育て施策に市町・県内企業等と協同して取り組むことが広く県民に認知されるよう事業の趣旨に沿った登壇者について提案すること。

加えて、他のイベントを宣言と合わせて実施する、著名人と協同で宣言するなど、より多くのメディアに取り上げられる工夫を提案すること。

備 考：会場費が必要な場合は、委託料の中から支出すること。

※こどもまんなか応援サポーター

こどもたちのために何がもっともよいことかを常に考え、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するという「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同し、自らもアクションに取り組んでいただける個人、団体・企業、自治体等。

【参照（こども家庭庁ホームページ）】

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka/ouen-supporters/>

【参加者数】

31 都道府県、203 市区町村（広島県内では福山市、竹原市）、企業・団体749、個人126（R5.12.14現在）

② 会場運営等

次の業務について、遺漏なく実施すること。

ア 事前調整

必要に応じて県と連携しながら、登壇者のスケジュール等を事前に調整すること。

イ 進行管理等

メディアの取材を考慮したうえで全体計画・プログラム・運営マニュアル・進行表等を作成し、司会者を配置すること。

ウ 会場準備・撤去等

メディアの取材を考慮したうえで効率的な会場設営・撤去を行うとともに、関係機関への許認可、登壇者との調整等を行うこと。

エ 看板等の制作

会場等に設置する装飾や看板及び案内看板等を制作すること。

オ 登壇者対応

登壇者等の控室、受付スペース等を確保すること。会場規模・参加者数に応じ、トラブルがないよう必要な実施体制を確保すること。

③ 広報施策

ア 取材誘致

開催当日について、テレビ番組や新聞、インターネットなどで取り上げられるよう、取材を誘致すること。

イ 開催後の周知

取組の内容に係る効果的な事後広報策について、スケジュールも含めて提案し、県と調整の上、実施すること。

④ 登壇者との調整

開催当日のスケジュール調整及び誘導等の調整を行うこと。

(2) 知事との車座会議の開催

当事者等と、直接意見を交わす機会を創出し、参加者がそれぞれ抱える課題や意見を踏まえ、今後の少子化対策・子育て施策を検討するため、知事との車座会議を企画・運営する。

① 開催概要

開催時期：上記記者発表後から令和6年9月までに全5回開催すること。

開催場所：参加者や開催テーマに応じた場所を提案すること。

内 容：少子化対策・子育て施策における様々な課題や意見を収集するため、効果的なテーマ、参加者及び募集方法について提案すること。例えば、子育て当事者、若者、企業関係者、教育関係者、医療関係者など。

なお、テーマや参加者、実施スケジュール等については、県と協議の上決定し、必要な調整を行うこと。

② 会場運営等

次の業務について、遺漏なく実施すること。

ア 進行管理等

メディアの取材を考慮したうえで全体計画・プログラム・運営マニュアル・進行表等を作成し、司会者を配置すること。

イ 会場準備・撤去等

メディアの取材を考慮したうえで効率的な会場設営・撤去を行うとともに、関係機関への許認可を行うこと。

ウ 参加者対応

参加者等の控室、受付スペース等を確保すること。会場規模・参加者数に応じ、トラブルがないよう必要な実施体制を確保すること。

エ 意思疎通支援の提供

必要に応じて聴覚障害者に対する手話通訳等による情報保障及びコミュニケーション支援を行うこと。

③ 広報施策

ア 参加者募集

参加者の公募について、多数の県民に認知できる広報宣伝等を提案すること。

イ 取材誘致

車座会議当日について、テレビ番組や新聞、インターネットなどで取り上げられるよう、取材を誘致すること。

ウ 開催後の周知

車座会議の内容に係る効果的な事後広報策について、スケジュールも含めて提案し、県と調整の上、実施すること。

④ 参加者との調整

車座会議当日のスケジュール調整及び誘導等の調整を行うこと。また、県と調整のうえ、報償費及び県の規定に準じた交通費を委託料の中から支出すること（行政関係者を除く）。

(3) 自発的な議論の巻き起こし

少子化が加速している中、少子化対策・子育て施策について自発的な議論を巻き起こし、社会全体の気運を醸成するため、多くの県民が「自分ごと」として考え、共感し、話題となるような効果的な取組を提案すること。加えて、こうした議論により発せられる意見や思いを集めるための仕掛けを提案すること。例えば、

①特設 Web サイトで少子化対策・子育て施策に関する意見を募集する取組

②グループ単位で少子化対策・子育て施策について議論してもらい抽選で〇名に景品を贈呈する取組

具体的な取組の内容や実施スケジュールなどは県と協議のうえ決定し、必要な調整を行うこととする。なお、取組開始後は定期的（月 1 回など）に意見の取りまとめを行い、県と協議のうえ対外的に発信し、さらに自発的な議論に繋がるよう必要に応じた改善等の対応を行うこと。

7 委託業務の成果

(1) 成果品の提出

受託者は、参加者リスト、イベントの資料、写真及び録画データ等、本業務の成果物一式も併せて、年度内に県に引き渡すものとする。

(2) 成果品

- ・議事録、各種資料、写真
- ・参加者リストおよびアンケート集計結果（データ含む）

(3) 成果品の帰属

- ① 本業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前より有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- ② 受託者は、本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題等が生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。

(4) 秘密保持

- ① 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- ② 受託者は、本業務に関し、受託者が県から受領または閲覧した資料等は、県の詳細なく公表又は使用してはならない。
- ③ 受託者は、本業務で知り得た県、講演者、参加者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

8 個人情報の保護及び情報セキュリティ

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、実施機関と同様の安全管理措置を講じなければならない。また、個人情報の保護に関する法律（以下「保護法」という。）の規定及び特記事項を遵守しなければならない。

保護法の規定に違反した場合には、個人情報取扱事業者としての処罰だけでなく、保護法第 176 条及び第 180 条の規定に基づき、処罰される場合がある。

9 再委託等の制限

受託者は、管理業務を除く本業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に文書を持って協議し、承認を得なければならない。

10 その他

- ・受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。
- ・受託者は、本業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、直ちに県と協議・調整を行うこと。
- ・本仕様書に関して疑義を生じた事項及び本仕様書に定めのない事項については両者協議の上、これを解決するものとする。